

農地の売買・貸借・転用に関する Q&A



農業者の皆さんが所有する農地を移動する場合、農業委員会の許可を受けなければなりません。

自分の農地だからといって許可を受けずに売買、転用することはできませんのでご注意ください。

ここでは、よくある質問を例にあげてみました。

Q1

農地を売買したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A1

耕作を目的に農地を売買、賃貸借する場合、**農地法第3条による許可申請**が必要です。このため、農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方は、本庁又は各地域局農業委員会担当で申請していただきます。ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて50アール以上ないと許可されません。



Q2

農地を貸し借りしていましたが、都合により解約することになりました。どのような手続きが必要ですか？

A2

農業委員会を通して貸借契約している農地を解約する場合、**合意解約の届出**が必要となります。このため、賃貸している方、賃借している方の双方は、本庁又は各地域局農業委員会担当で届出していただきます。

なお解約できる条件は、**お互いの合意**が必要です。

Q3

自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？
また、他人の農地の場合はどうなりますか？

A3

それぞれ転用行為として農地法による手続きが必要で、申請者は本庁又は各地域局農業委員会担当で申請していただきます。

なお、申請地が**横手市農業振興地域整備計画の農用地区域**の場合は、農振法による農用地区域除外の手続きが必要となります。

詳しくは本庁又は各地域局農業委員会担当へご確認ください。



Q4

許可を受けずに転用したらどうなりますか？

A4

無断転用すると厳しい罰則があります。

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や原状回復が生じます。無断転用した場合は、懲役または300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農地は、無断で一度転用されてしまうと簡単には農地に戻せなくなってしまい、たとえ使用した業者がいたとしても農地所有者としての責務があり、多額の費用を負担して原状に回復しなくてはならない場合があります。

農業委員会へのお問い合わせは

本庁(横手地域局横手庁舎内) 電話 35-2172
平鹿地域局農業委員会担当 電話 24-1118
増田地域局農業委員会担当 電話 45-5515
雄物川地域局農業委員会担当 電話 22-2187

大森地域局農業委員会担当 電話 26-2116
十文字地域局農業委員会担当 電話 42-5119
山内地域局農業委員会担当 電話 53-2934
大雄地域局農業委員会担当 電話 52-3913

(農業委員会担当は各地域局の産業建設課内にあります)



農業者年金に加入して、老後に備えましょう!!



加入要件は…

- ①年齢要件・・・60歳未満
- ②国民年金の要件・・・国民年金第1号被保険者
- ③農業上の要件・・・年間60日以上農業に従事

*上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。
農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

Point 1

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

Point 2

税制上の優遇措置

- ① 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ② 受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③ 運用益も非課税

Point 3

80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」をお支払できます。

※お問い合わせは農業委員会、JAにおたずねください。

全国農業新聞



- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1カ月 600円
- 申込 各地域局産業建設課又は農業委員会事務局

相談内容

- 経営規模拡大
- 農地の貸し借り
- 農業者年金
- 農地と税金
- 農地と税金
- 農地を売りたい
- 農地転用



農業委員は、農業者の代表として、また、地域の世話役として皆さんからのご意見・ご要望・ご質問に答えていきます。また、相談内容については、秘密を守りますので気軽に相談ください。

こんな時は、農業委員にお気軽に相談ください!

編集後記

7月に今年度1回目の農地パトロールを行いました。農業委員が4班に分かれて横手市全域をまわりました。

パトロールでは耕作されていない農地や荒れた農地を何力所か目にしました。そのたびに、農業への関心のなさが感じられ、非常に残念な思いがしました。人間は食糧を食べないと生きてはいけません。その土台となる農地は私たちにとって生きる源です。

これから先、世の中がどのように変わるかわかりません。今ある農地をできる限り守るため、我々農業委員も農地パトロールを行いながら見守っていきたいと思います。

農政情報策定委員

十文字地区 伊藤 亨